

喜多方市 PR 映像使用要領

(目的)

第1条 この要領は、喜多方市 PR 映像「MEETS KITAKATA Delight」(以下「映像」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 映像は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用を承認するものとする。

- (1) 市の観光振興やプロモーション事業に寄与すると認められる場合。
- (2) 公共的な目的で使用する場合。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、映像の使用承認は行わない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する恐れがある場合。
- (2) 所有権若しくは著作権を侵害する恐れがある場合。
- (3) 映像を直接、営利活動に使用する場合。
- (4) その他、使用をすることが適当でないと市長が認める場合。

(申請)

第3条 映像の使用承認を受けようとする者は、使用を受けようとする日までに使用申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、企画調整課へ提出しなければならない。

(利用料)

第4条 利用料は無料とする。

(利用上の遵守事項)

第5条 使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 第3者への転貸、複製及び改ざんをしないこと。

附 則 この要領は、令和5年2月23日から施行する。